

## 福井市マタニティグッズ(広告付物品)の寄付提供事業者募集要項

### 1 目的

福井市では、妊婦に優しい環境づくりを推進するため、マタニティマークの周知に取り組んでおります。

この度、令和9年度のマタニティグッズ(広告付物品)を無償提供いただける事業者を募集します。本事業は、事業者が広告物、マタニティマーク付ストラップ及びバッグを製作して福井市へ無償提供し、福井市が母子健康手帳交付時に配布することで妊婦への配慮を広げる協働事業です。

### 2 広告物等の規格(仕様)

事業者が製作する広告物等は、広告物に関する法令、福井市広告事業実施要綱を遵守したものとすのほか、事業の目的や広告の審査、物品の保管及び運搬等に係る事情を考慮し、次の通りにします。

#### (1) マタニティマーク付ストラップ

項目	仕様又は制限
規格	妊婦が身につけやすく、周囲の人から注目されやすい大きさのもの。 縦・横:4~6cmの範囲のもの 厚さ:2~6mmの範囲のもの。 個別に包装すること 広告掲載は不可。
安全性	使用に当たり本人又は他の人への安全性が配慮されているもの。
耐久性	妊娠期間中(約1年間)使用可能なもの。
その他	厚生労働省が指定したマタニティマークを印刷したもの。 ※マタニティマークの説明・デザイン・色等の詳細については、こども家庭庁のホームページを参照ください。 <a href="https://sukoyaka21.cfa.go.jp/maternitymark/">https://sukoyaka21.cfa.go.jp/maternitymark/</a>
(備考)一定の耐久性・安全性を有し、より使用しやすいもの、視認性が高いものを評価する。	

#### (2) バッグ

項目	仕様又は制限
規格	・母子健康手帳交付に配布する各種資料(A4版のパンフレット等)が余裕をもって入れられる程度のもの。 ・持ち手又は手穴付きの物とすること。
安全性	・使用に当たり本人又は他の人への安全性が配慮されているもの。
耐久性	・各種資料(重さ1kg程度)を持ち帰るために十分な強度があるもの。
その他	・バッグへのマタニティマークの印刷は自由とする。 ・印刷する場合は、デザインや色等については事前に協議を行うものとする。
(備考)一定の耐久性・安全性を有し、より使用しやすいもの、デザイン性の高いものを評価する。	

#### (3) 広告物

項目	仕様又は制限
規格	・A4版以下の大きさとすること。広告物が複数ある場合は、個別包装し広告であ

	<p>る旨を表示すること。</p> <p>・広告内容に、「広告主名称」「連絡先電話番号」を明記すること。</p>
掲載内容	<p>・広告物は、出産、子育てに関連するもの。</p> <p>・広告である旨を表示し、「福井市とは無関係」であるなどの文言を記載することにより、福井市が広告主を後援したり、特定の商品を推奨したりしている印象を与えないように配慮すること。</p> <p>・次の内容の文章を入れること。</p> <p>「広告内容に関するご質問等については、広告主にお問い合わせ下さい（広告主と福井市の母子保健業務とは直接関係ありません。）」</p>
掲載量	・重さは最大150g程度とする
(備考)信用性と信頼性の高い内容・表現を評価する。	

### 3 配布期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

配布期間経過後に残余が生じた場合は、福井市の責任で処分します。

### 4 配布対象者

妊婦（妊娠届出書を提出した者及び転入者）

### 5 納品数及び納品場所

(1) 納品数 1,500部（ストラップとバッグ）

(2) 福井市子ども家庭センター（〒910-0853 福井市城東4丁目14-30）

### 6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とします。

- (1) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- (2) 法令等に違反していないこと及び税を滞納していないこと
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと
- (4) 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和60年4月1日施行）及び福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）に基づく指名停止を受けていないこと

### 7 応募手続

(1) 募集スケジュール

項目	期間
----	----

申込期間(2週間以上)	令和8年6月22日(月)~7月6日(月)午後5時15分まで(必着) ※持参又は郵送
選考委員会による審査	令和8年7月中旬ごろを予定
審査の通知	審査から概ね7日以内
事業実施に係る協定の締結	令和8年12月ごろを予定
広告物等最終確認	納品前に広告物等のサンプルを作成し、最終承認を行う
納品	令和9年3月19日まで

## (2) 提出書類

- ①申請書(様式第1号):1部
- ②企画提案書(様式自由):5部  
以下の内容を盛り込んでください。
  - ・他都市における類似事業の実績
  - ・作業行程表(スケジュール)
  - ・応募者の広告掲載方針
- ③広告物及びストラップ・バッグの見本(デザイン・重さ・大きさ等の参考になるもの):5部
- ④会社概要(既存のパンフレット等でも可):5部
- ⑤法人登記簿または履歴事項全部証明書:1部

## (3) 提出先

福井市 こども未来部 こども家庭センター 母子保健係  
〒910-0853 福井市城東4丁目14-30

## (4) 提出方法

持参又は郵送

## (5) 提出期限

令和8年7月6日(月) 午後5時15分まで(必着)

## 8 審査・選定方法

- ・選定については、企画提案書、広告物の見本をもとに、審査委員による評価を行います。
- ・選定結果の通知は、全ての業者に書面で通知し、市のホームページにおいて結果を公表します。なお、審査結果に対しての意義申立は受け付けません。

## 9 協定の締結

- ・協働事業者として選定された者は、広告物等の無償提供に関する協定を締結していただきます。

- ・協定締結後、双方より解約の申し出がない場合は、期間を定めて協定の継続を行います。
- ・協定の継続を行った場合の納品数については、年度毎に本市と協議を行い決定します。

## 10 広告物

- (1) 広告物について、広告主及び広告内容について、本市の審査・承認が必要となります。
- (2) 前項の承認にあたり、広告内容等に修正、削除等の必要があると判断された場合は、協働事業者に修正・削除等を求めることがあります。

## 11 その他

- ・企画提案にかかる費用は、提案者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・審査は、協働事業者の選定を目的に実施するもので、協定締結後の業務については必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

## 12 申込・問合せ先

福井市 こども未来部 こども家庭センター 母子保健係  
〒910-0853 福井市城東4丁目 14-30  
TEL:0776-20-5337 、 FAX:0776-28-3747  
E-mail:kodomokatei@city.fukui.lg.jp